

耐震シェルターとは

居住室内の内部を鉄骨や木材で補強し、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保するものです。

地震時に避難が困難な方にとって、そのまま部屋で過ごすことができます。

生活の中心となる部屋に設けることが望ましいです。

※1階設置が条件です。



対象となる耐震シェルター

名称	会社名	連絡先	ホームページアドレス
木質耐震シェルター	株式会社一条工務店	0120・422・231	http://ichijo.jp
木造軸組耐震シェルター「剛建」	有限会社宮田鉄工	0587・37・1569	http://www.taishin-shelter.co.jp
シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所	03・3287・2011	http://www.delis-archi.co.jp

助成制度の内容

《補助要件》

- 平成12年5月以前に建築された木造住宅
- 耐震診断の結果、評点1.0未満と診断された住宅
- 応募者多数の場合は高齢者、障がい者を優先します

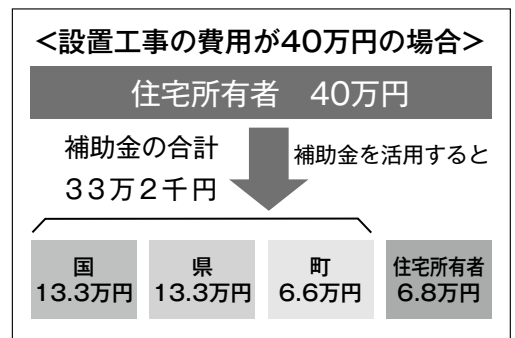
《補助率と補助額》

- 耐震ベッド、耐震シェルター設置工事の6分の5以内の額
- 補助対象額40万円(補助限度額は33.2万円)

※補助対象には、耐震ベッド・耐震シェルターの設置費、運搬費等を含みます。

申込期日：令和7年1月31日(金)

【お問い合わせ先】 産業建設課(TEL：63・3804)



西川の特定都市河川指定に向けた説明会が開催されます

和歌山県では、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行なう流域治水の取組を進めています。

二級河川日高川の支川である西川について、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都市河川の指定による取組の推進を目指しており、このたび、同法に関する説明会を開催します。

日時：7月12日(金) 午後2時～、午後7時～(内容は同じです)

場所：御坊市民文化会館 小ホール(御坊市藪258番地の2)

説明会の内容

- ・特定都市河川浸水被害対策法の概要
- ・特定都市河川指定による整備推進
- ・流域内の開発行為(雨水浸透阻害行為)に必要な流出抑制対策

その他

駐車台数には限りがありますので、徒歩や自転車、公共交通機関、自家用車の乗り合わせなどご協力をお願いします。

大雨警報発令時などの荒天時は、説明会を中止(延期)します。県河川課ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】 和歌山県県土整備部河川下水道局 河川課(TEL：073・441・3134)

住宅の耐震改修に伴う 固定資産税の減額制度について

住宅の耐震改修工事を行うと、その住宅の固定資産税が減額されます。

対象住宅の要件

- ・昭和57年1月1日以前から存在する専用住宅、共同住宅、併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上あること)
- ・令和8年3月31日までに耐震改修が完了した住宅

・現行の耐震基準に適合する改修工事であること

・1戸あたりの耐震改修工事が、50万円を超えるもの

減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の2分の1、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2(ただし、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります)

減額される期間

改修工事が終了した翌年度分のみ

※「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅は、改修工事が終了した翌2年度分

その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額やバリアフリー・省エネ改修工事による減額と同時に適用はできません

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

【お問い合わせ先】

税務課
TEL: 6333802

住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額制度について

高齢の方、障がいのある方等が居住する住宅について、次の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、住宅の固定資産税が減額されます。

対象住宅の要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)および併用住宅(居住部分が2分の1以上あること)
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

対象住宅の居住者要件

- ・次のいずれかに該当する方
- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がいのある方

改修工事の要件

令和8年3月31日までにバリアフリー改修工事を行い、補助金や介護保

険からの給付金を除いた自己負担額が50万円を超えるもの

改修工事の内容

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化など

減額される範囲と税額

改修工事を行った住宅の固定資産税の3分の1(ただし、1戸あたり床面積100㎡に相当する税額が限度となります)

減額される期間

改修工事が終了した翌年度分のみ

その他

・この制度による減額は1戸につき1度しか受

けることができません

・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません
(ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です)

申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。

【お問い合わせ先】

税務課
TEL: 6333802

